

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第28号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 当該情報処理関連施設のうち、大規模データセンターにあっては、投下固定資産額（業務開始前3年から業務開始後1年までの間のものに限る。）が土地の取得価額を除いて50億円以上であること。</u></p> <p><u>ウ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が5人（コールセンター及び事務処理センターにあっては、10人。以下ウにおいて同じ。）以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が5人以上であること。</u></p> <p><u>エ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積が廃止する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積より増加すること。</u></p> <p>(4) 物流拠点施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 企業が当該物流拠点施設を賃借する場合は、物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工のうち3以上の用に供する施設であること。</u></p> <p><u>ウ・エ 略</u></p> <p><u>オ 企業がその所有し、又は賃借する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからエまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設</u></p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が5人（データセンター、コールセンター及び事務処理センターにあっては、10人。以下イにおいて同じ。）以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が5人以上であること。</u></p> <p><u>ウ 企業がその所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、ア及びイに掲げるもののほか、新たに設置する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積が廃止する情報処理関連施設の情報処理の用に直接供される部分の面積より増加すること。</u></p> <p>(4) 物流拠点施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ・ウ 略</u></p> <p><u>エ 企業がその所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包</u></p>

設（物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下オにおいて同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(5)～(8) 略

(指定の申請)

第5条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、助成措置対象企業指定申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。ただし、知事は特別の理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2～4 略

(変更の届出)

第7条 指定企業は、第5条第1項の申請書の記載事項又は同条第2項に規定する図書若しくは同条第3項に規定する書類の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設（企業が賃借する場合を除く。）にあつては業務開始後1年以内に、産業用地にあつては整備の完了の日から1年以内に、物流拠点施設

装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下エにおいて同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(5)～(8) 略

(指定の申請)

第5条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した助成措置対象企業指定申請書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。

(1) 企業の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

(2) 対象施設等の名称及び所在地

(3) 対象施設の施設計画又は産業用地の整備計画

(4) 投下固定資産額及び賃借料

(5) 対象施設の新規常用雇用者及び新規短時間労働者の数

(6) 対象施設等の設置又は整備に係る工事の着手又は譲受け若しくは賃借の契約の締結の予定年月日、対象施設の完成又は産業用地の整備の完了の予定年月日及び対象施設の業務開始の予定年月日

(7) 過去の助成金交付の有無

(8) その他知事が必要と認める事項

2～4 略

(変更の届出)

第7条 指定企業は、当該対象施設の業務の開始の日前又は当該産業用地の整備の完了の日前に、第5条第1項に規定する事項又は同条第2項に規定する図書若しくは同条第3項に規定する書類の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設にあつては業務開始後1年以内に、産業用地にあつては整備の完了の日から1年以内に、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあつ

(企業が賃借する場合に限る。)、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあっては業務開始の日又は知事が定める日から5年間(情報処理関連施設のうち、コールセンター及び事務処理センターにあっては3年間)について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、助成金交付申請書(第8号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2～4 略

別表(第12条関係)

1・2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業の用に供する施設

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1)・(2) 略 (3) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。以下同じ。)の年額の2分の1に相当する額(上限2,000万円) (4) 略
2～4 略	

備考 略

イ コールセンター及び事務処理センター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1)～(3) 略 (4) 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額(上限2,000万円)

ては業務開始の日から5年間について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書(第8号様式)を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 企業の所在地及び名称並びにその代表者の氏名
- (2) 対象施設等の名称及び所在地
- (3) 交付を受けようとする助成金の額及びその算定の基礎
- (4) その他知事が必要と認める事項

2～4 略

別表(第12条関係)

1・2 略

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業、及びインターネット附随サービス業の用に供する施設

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1)・(2) 略 (3) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。)の年額の2分の1に相当する額(上限2,000万円) (4) 略
2～4 略	

備考 略

イ データセンター、コールセンター及び事務処理センター

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1)～(3) 略 (4) 通信機器賃借料(知事の認めるものに限る。)の年額の2分の1に相当する額(上限2,000万円)

(5) 略

2・3 略

備考 略

ウ 大規模データセンター

区 分	算 定 額
<p>1 <u>業務の開始の日又は知事が定める日から1年を経過した場合</u></p>	<p>第5条の規定による申請において申請者が選択した次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) <u>投下固定資産額</u> <u>土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日又は知事が定める日前3年から業務の開始の日又は知事が定める日後1年を経過する日まで</u> <u>の間（知事が定める期間を除く。）に取得したものに限る。）に100分の10を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>事務所賃借料</u> <u>事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>通信回線使用料</u> <u>通信回線使用料の年額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(4) <u>通信機器賃借料</u> <u>通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(5) <u>新規常用雇用者</u> <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から250万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）</u></p> <p>(6) <u>対象支払電気料金</u> <u>当該対象施設における電気料金の年額の2分の1に相当する額</u></p>
<p>2 <u>業務の開始の日又は知事が定める日から2年を経過した場合</u></p>	<p>第5条の規定による申請において申請者が選択した次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) <u>事務所賃借料</u> <u>事務所賃借料の年額の</u></p>

(5) 略

2・3 略

備考 略

2分の1に相当する額

(2) 通信回線使用料 通信回線使用料の年額の2分の1に相当する額

(3) 通信機器賃借料 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額

(4) 新規常用雇用者 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(5)に規定する人数(同項の助成金の交付申請がない場合は、5人とする。以下「1年目人数」という。)を減じた人数(負の場合は、0人とする。以下「2年目人数」という。)に50万円を乗じて得た額

(5) 対象支払電気料金 当該対象施設における電気料金の年額の2分の1に相当する額

3 業務の開始の日又は知事が定める日から3年を経過した場合

第5条の規定による申請において申請者が選択した次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額

(1) 事務所賃借料 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額

(2) 通信回線使用料 通信回線使用料の年額2分の1に相当する額

(3) 通信機器賃借料 通信機器賃借料の年額2分の1に相当する額

(4) 新規常用雇用者 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1年目人数と2年目人数を合計した人数を減じた人数(負の場合は、0人とする。以下「3年目人数」という。)に50万円を乗じて得た額

(5) 対象支払電気料金 当該対象施設における電気料金の年額の2分の1に相当する額

4 業務の開始の日又は知事が定める日から4年を経過した場合

額
第5条の規定による申請において申請者が選択した次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額

- (1) 事務所賃借料 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額
- (2) 通信回線使用料 通信回線使用料の年額の2分の1に相当する額
- (3) 通信機器賃借料 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額
- (4) 新規常用雇用者 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1年目人数と2年目人数と3年目人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。以下「4年目人数」という。）に50万円を乗じて得た額
- (5) 対象支払電気料金 当該対象施設における電気料金の年額の2分の1に相当する額

5 業務の開始の日又は知事が定める日から5年を経過した場合

第5条の規定による申請において申請者が選択した次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額

- (1) 事務所賃借料 事務所賃借料の年額の2分の1に相当する額
- (2) 通信回線使用料 通信回線使用料の年額の2分の1に相当する額
- (3) 通信機器賃借料 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額
- (4) 新規常用雇用者 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1年目人数と2年目人数と3年目人数と4年目人数を合計

した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に50万円を乗じて得た額
(5) 対象支払電気料金 当該対象施設における電気料金の年額の2分の1に相当する額

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設（イに定める場合を除く。）

区 分	算 定 額
1・2 略	

備考 略

イ 物流拠点施設（企業が当該物流拠点施設を賃借する場合に限る。）

区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 施設賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から500万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）</u>
2 業務の開始の日から2年、3年、4年及び5年を経過した場合	施設賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円）

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する	

4 物流拠点施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1・2 略	

備考 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する	

場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円） エ～カ 略
(2) 略	
2 その他の場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ 通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円） エ～カ 略
(2) 略	

備考 略
6・7 略

場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ 通信機器賃借料 <u>(知事の認めるものに限る。)</u> の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円） エ～カ 略
(2) 略	
2 その他の場合	
(1) 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 ア・イ 略 ウ 通信機器賃借料 <u>(知事の認めるものに限る。)</u> の年額の2分の1に相当する額（上限2,000万円） エ～カ 略
(2) 略	

備考 略
6・7 略

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3の1)

(日本産業規格A列4番)
 助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設<大規模データセンターを除く>）
 年 月 日

香川県知事 殿

申請者
 所在地
 名称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けた
 いので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
情報関連施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代
 わる情報処理関連施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する情報処理関連
 施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に直接供される面積を既存施設の欄
 に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
 土地 円 (m²、 年 月 日取得)
 家屋 円
 償却資産 円
- 5 賃借料 (年間)
 事務所 円
 通信機器 円
- 6 使用料 (年間)
 通信回線使用料 円
- 7 従業員数
 新規常用雇用者の数 人
- 8 設置計画
 (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
 (2) 完成予定年月日 年 月 日
 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 9 過去の助成金交付の有無 有 無
 (1) 交付決定年月日
 (2) 情報処理関連施設の名称
 (3) 情報処理関連施設の所在地
- 10 添付図書の目録

第1号様式（第5条関係）
 (その1)・(その2) 略
 (その3)

(日本産業規格A列4番)
 助成措置対象企業指定申請書（情報処理関連施設）
 年 月 日

香川県知事 殿

申請者
 所在地
 名称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けた
 いので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設の名称
- 2 情報処理関連施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
情報関連施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代
 わる情報処理関連施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する情報処理関連
 施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に直接供される面積を既存施設の欄
 に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
 土地 円 (m²、 年 月 日取得)
 家屋 円
 償却資産 円
- 5 賃借料 (年間)
 事務所 円
 機器 (5年以上のリースに限る。) 円
- 6 従業員数
 新規常用雇用者の数 人
- 7 設置計画
 (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
 (2) 完成予定年月日 年 月 日
 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 過去の助成金交付の有無 有 無
 (1) 交付決定年月日
 (2) 情報処理関連施設の名称
 (3) 情報処理関連施設の所在地
- 9 添付図書の目録

(その3の2)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (情報処理関連施設<大規模データセンター>)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 情報処理関連施設 (大規模データセンター) の名称
- 2 情報処理関連施設 (大規模データセンター) の所在地

3 施設計画

区分	既存施設	新たに設置する施設	計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
情報関連施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合には、業務を廃止する情報処理関連施設の敷地面積、建築面積及び情報処理の用に直接供される面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額

土地	円 (m ² 、年月日取得)
家屋	円
償却資産	円

- 5 従業員数

新規常用雇用の数	人
----------	---

- 6 助成対象経費等 (助成対象経費として選択するものに☑し、金額を記載)
 - 投下固定資産額 円
 - 事務所賃借料 (年間) 円
 - 通信回線使用料 (年間) 円
 - 通信機器賃借料 (年間) 円
 - 新規常用雇用人 人
 - 対象支払電気料金 (年間) 円 (6人目以降の人数×50万円)

7 設置計画

- (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

- 8 本助成制度と併用する補助金等の有無 有 無
(有に☑の場合)
併用する補助金等の名称及び本助成制度との併用の可否 (複数ある場合は全て記入)
(併用する補助金等の名称) (併用可否) 可 否

- 9 添付図書の目録

(その4の1)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (物流拠点施設<賃借型を除く>)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けた
いので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる
物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面
積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載し
ないこと。

- 4 投下固定資産額 円
- | | |
|---|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 〔土地 家屋 償却資産 | 円 (m ² 、 年 月 日取得) |
| | 円 |
| | 円 |
- 5 従業員数 人
- 新規常用雇用者の数
- 6 設置計画
- (1) 着手(契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 7 過去の助成金交付の有無 有 無
- (1) 交付決定年月日
- (2) 物流拠点施設の名称
- (3) 物流拠点施設の所在地
- 8 添付図書の目録

(その4)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (物流拠点施設)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けた
いので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる
物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面
積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載し
ないこと。

- 4 投下固定資産額 円
- | | |
|---|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 〔土地 家屋 償却資産 | 円 (m ² 、 年 月 日取得) |
| | 円 |
| | 円 |
- 5 従業員数 人
- 新規常用雇用者の数
- 6 設置計画
- (1) 着手(契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 7 過去の助成金交付の有無 有 無
- (1) 交付決定年月日
- (2) 物流拠点施設の名称
- (3) 物流拠点施設の所在地
- 8 添付図書の目録

(その4の2)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書 (物流拠点施設<賃借型>)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

所在地

名称

代表者の氏名

(担当者名)

(電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けた
いので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる
物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面
積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載し
ないこと。

4 業務内容

- 包装 荷役 保管 輸送 流通加工

5 賃借料 (年間)

物流拠点施設 円

6 従業員数

新規常用雇用者の数 人

7 設置計画

- (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

8 過去の助成金交付の有無 有 無

- (1) 交付決定年月日
- (2) 物流拠点施設の名称
- (3) 物流拠点施設の所在地

9 添付図書の目録

(その5) ~ (その8) 略

(その5) ~ (その8) 略

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり変更があったので、香川県企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 変更の内容

(1) 助成措置対象企業指定申請書の記載事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

(2) 香川県企業誘致条例施行規則第5条第2項に規定する図書又は同条第3項に規定する書類の記載事項

図書名又は書類名 及び変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

5 添付書類の目録

第3号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名 称
代表者の氏名

次のとおり変更があったので、香川県企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設等の名称

2 施設等の所在地

3 指定の年月日及び番号

年 月 日 第 号

4 変更の内容

(1) 香川県企業誘致条例施行規則第5条第1項に規定する事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

(2) 香川県企業誘致条例施行規則第5条第2項に規定する図書又は同条第3項に規定する書類の記載事項

図書名又は書類名 及び変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変 更 理 由

5 添付書類の目録

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3号及び第4号、第14条並びに別表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する指定及び助成金の額の算定については、なお従前の例による。